

カジノ管理委員会第25回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和2年10月8日 14時00分～15時30分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、日野企画課長（議事担当課）、住友監督総括課長（議事担当課）、国土交通省観光庁高田審議官（2（1）の関係行政機関）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

（1）特定複合観光施設区域整備法第5条第3項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」について

特定複合観光施設区域整備法第5条第3項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」について、国土交通省から、第2回委員会における4点の指摘に対する検討結果等についての説明を聴取した。

（2）カジノ事業等の規制（これまでの議論に基づく論点整理(5)）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制のこれまでの議論に基づく論点整理（カジノ施設利用約款の基準を定める規則、主要株主等、施設土地権利者関係、特定カジノ施設供用業務に追加すべき業務）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・カジノ施設利用約款の基準を定める規則（下記、IR整備法第四十一条等参照）

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

十二 第五十四条第一項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(カジノ施設利用約款)

第五十四条 カジノ施設利用約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 カジノ施設の利用に関する事項（第六十八条第一項第一号及び第二号に掲げるカジノ施設の利用を制限する措置に関する事項を含む。）
- 二 カジノ行為の種類及び方法に関する事項（賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。）
- 三 特定金融業務に関する事項
- 四 取引時確認（犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する取引時確認をいう。第五十六条第一項第一号において同じ。）及び第百四条各項の措置に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

・ **主要株主等、施設土地権利者関係（下記、IR 整備法第五十八条等参照）**

(認可等)

第五十八条 次に掲げる取引若しくは行為によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になろうとする者又はカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる法人等の設立をしようとする者は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

- 一 当該議決権等の保有者になろうとする者によるカジノ事業者の議決権等の取得
- 二 前号に掲げるもののほか、合併その他のカジノ管理委員会規則で定める取引又は行為

(認可の申請)

第五十九条

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 次条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- 三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の定款（これに準ずるものを含む。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(変更の承認等)

第六十一条 カジノ事業者の認可主要株主等（法人等であるものに限る。）は、その役員の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

- 3 カジノ事業者の認可主要株主等は、氏名又は名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

(認可等)

第三百三十六条 第三十九条の免許に係る特定複合観光施設区域の土地について、施設土地に関する権利の移転若しくは設定をする取引若しくは行為又は施設土地権利者になる法人の設立その他のカジノ管理委員会規則で定める取引若しくは行為（それぞれ国、地方公共団体並びに当該特定複合観光施設区域に係るカジノ事業者及びカジノ施設供用事業者（以下この項において「国等」という。）が当該施設土地に関する権利を取得する取引及び行為を除く。）であって施設土地権利者の変更を伴うものをする者（国等を除く。）は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

(認可の申請)

第三百三十七条 前条第一項又は第五項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請者が法人であるときは、その代表者の氏名
 - 二 申請者が法人であるときは、その役員の名氏又は名称及び住所
 - 三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の名称及び住所、代表者の氏名並びに役員の名氏又は名称及び住所
 - 四 当該申請に係る土地の所在及び面積
 - 五 当該申請に係る施設土地に関する権利の種別及び内容
 - 六 前条第一項に規定する取引若しくは行為又は同条第五項に規定する事由の内容
 - 七 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 次条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 二 申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

- 三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の定款（これに準ずるものを含む。）
- 四 土地の登記事項証明書
- 五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

（認可主要株主等に関する規定の準用）

第四百四十一条 第六十一条第一項及び第二項の規定は認可施設土地権利者に係る変更の承認について、同条第三項の規定は認可施設土地権利者に係る軽微な変更の届出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「法人等」とあるのは「法人」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第三百三十八条第一項（第二号を除く。）の規定及び同条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

・ **特定カジノ施設供用業務に追加すべき業務（下記、IR 整備法第三百三十四条参照）**

（特定の業務に従事する者の確認）

第三百三十四条 カジノ施設供用事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げるカジノ施設供用業務（次項及び次条において「特定カジノ施設供用業務」という。）に従事させてはならない。

一 次に掲げる事項の監督をする業務（次号に掲げる業務を除く。）

イ 内部監査

ロ 財務

ハ イ又はロに掲げる事項の監督をする業務に従事する者の人事

二 次に掲げる業務を統括管理する業務

イ 第三百三十二条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する第九十六条、第九十九条及び第一百条の規定の遵守のために必要な業務

ロ この項の規定、次項において準用する第一百五十五条、第一百七十七条及び第一百八十八条の規定並びに次条の規定の遵守のために必要な業務

三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める業務

以上